

# 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.6

## インドのカーボン・クレジット取引制度の徹底解説—インド環境法セミナーの 振り返りを兼ねて

2026年4月

### 1 はじめに

2026年3月30日、在インド日本国大使館において、インド電力省エネルギー効率化局(以下「エネルギー効率化局」といいます。)の高官を招いた環境法セミナーが開催されました<sup>1</sup>。

本セミナーでは、現在インド政府が鋭意導入を進めているカーボン市場制度およびその中核をなすカーボン・クレジット取引制度(以下「CCTS」といいます。)について詳細な説明がなされました。セミナー会場は満席であり、参加した日系企業からは積極的に質問がなされ、日系企業の関心の高さが強く印象に残りました。

本ニュースレターでは、当該セミナーの内容に沿って、CCTS の現状と国際カーボン市場との関係を徹底解説いたします。



※インド環境法セミナーの集合写真(在インド日本国大使館 X アカウントにおいて掲載済み)

※Mr. Saurabh Diddi (Director, Bureau of Energy Efficiency, Ministry of Power)がメインスピーカーとして登壇し、執筆者(石井洋輔弁護士)がモデレーターとして本セミナーの進行を行いました。

---

<sup>1</sup> 在インド日本国大使館主催 インド環境法セミナー  
[インド環境法セミナー開催のお知らせ | 在インド日本国大使館](#)

# 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.6

なお、インド環境法制の全体像とカーボン・クレジット取引制度の概要については、[インド企業法務ニュースレターVol.3](#)でも取り上げておりますので、併せてご参照ください。

## 2 CCTS 導入の背景と位置づけ

インドのカーボン市場制度は、エネルギー保全改正法(The Energy Conservation (Amendment) Act, 2022)により制度化されたものであり、同改正により CCTS が導入され、2023年以降、段階的に整備がされてきました。インドは、NDC (Nationally Determined Contributions)において、GDP あたりの温室効果ガス(以下「GHG」といいます。)排出量を2030年までに2005年比で45%削減することを目標に掲げており<sup>2</sup>、急速な経済成長との両立が政策上の大きな課題となっています。このような状況の下、市場メカニズムを活用して効率的に排出削減を実現することが CCTS の基本的な目的です。

CCTS は、昨年より一部の工場が GHG 排出削減義務を負う対象施設として特定されるなど、制度は段階的に実行フェーズへ移行しています。2026年3月末には、インド政府によりカーボン市場ポータル<sup>3</sup>が公開されました。同ポータルは、法令、CCTS の手引き、企業登録、オフセット・プロジェクト等を一体的に管理する中核的インフラであり、制度が単なる政策設計段階から、企業が実際に参加する運用段階へ移行しつつあることを示す重要な進展といえます。今後、同ポータルを通じた制度運用の本格化に伴い、義務の対象となる事業者への影響のみならず、義務の対象でない事業者の脱炭素関連ビジネスの機会の拡大も期待されるため、現時点で GHG 排出削減義務を負わない日系企業にとっても、本制度の動向を把握しておくことは極めて重要です。

## 3 CCTS の全体像

CCTS は、以下の図のとおり、複数の機関が役割分担を行う多層的な構造を採用しています。制度全体は、インド・カーボン市場国家運営委員会(電力省および環境・森林・気候変動省の事務次官が共同議長を務める)が統括し、その下でエネルギー効率化局が各工場の排出目標の設定やカーボン・クレジットの発行などを担います。技術委員会は排出算定方法等の技術設計を行い、認定カーボン検証機関が第三者検証を通じて排出量データの信頼性を確保します。企業は登録主体として制度に参加し、カーボン・クレジットは電力取引所において売買され、登録簿運用機関で管理されます。取引市場は中央電力規制委員会の監督下に置かれ、市場の透明性が確保される仕組みとなっています。

---

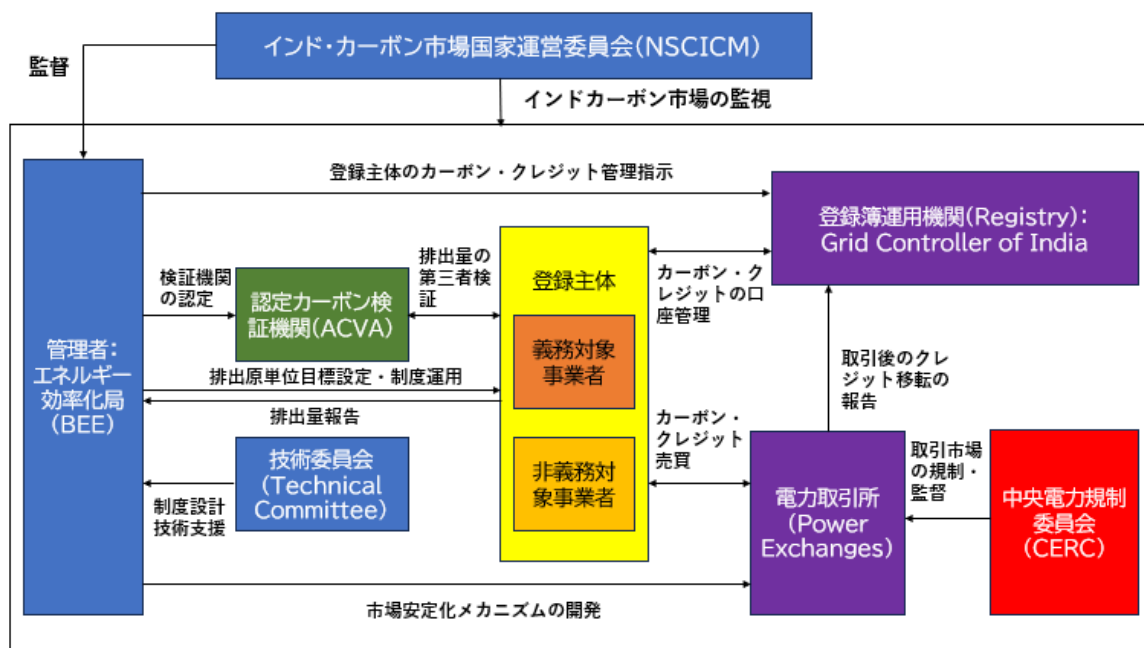
<sup>2</sup> 2026年3月25日、インド政府は新たなNDC(GDPあたりのGHG排出量を2035年までに2005年比で47%削減する目標を含む)が閣議承認されたことを報道発表

<https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2245213&reg=3&lang=1>

<sup>3</sup> <https://indiancarbonmarket.gov.in/>

※インドからの閲覧は可能ですが、日本からのアクセスは制限されています。

# 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.6



出典:エネルギー効率化局の情報等に基づき執筆者作成

## 4 CCTS の概要

CCTS はコンプライアンス・メカニズムとオフセット・メカニズムの二つの制度から構成されています。

### 4.1 コンプライアンス・メカニズムについて

#### (1) 制度の基本構造

コンプライアンス・メカニズムは、一定の産業に属する施設に対して GHG 排出削減義務を課す制度であり、GHG 排出原単位目標を達成した施設は、取引可能なカーボン・クレジットの発行を受けることができ、当該カーボン・クレジットを市場で売却すること、または翌年以降のコンプライアンスのために保管することが可能となりますが、目標を達成できなかった施設は、外部からカーボン・クレジットを購入して不足分を補う義務があります。これに違反した施設は、中央汚染管理委員会(CPCB)の命令に基づき、該当年度の不足分について、カーボン・クレジットの平均取引価格の2倍の環境補償金を支払う必要があります。なお、カーボン・クレジットの価格は、原則市場メカニズムに委ねられるということでした。

現状、以下のとおり、エネルギー消費量の多い産業の一部の工場が排出削減義務の対象施設として指定<sup>4</sup>されていますが、今後さらに対象産業および対象施設は拡大される予定です。

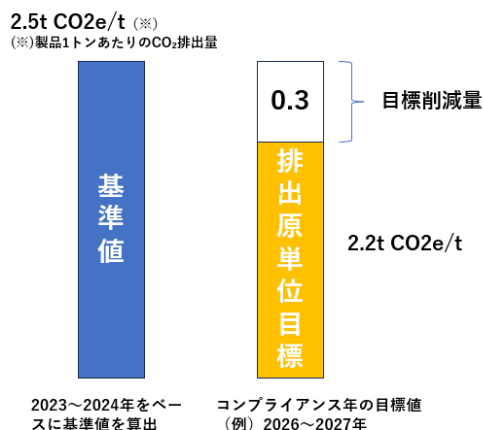
<sup>4</sup> 本表は、本稿執筆時点で対象施設が指定されている7産業のみを記載している。なお、鉄鋼および肥料も対象産業に含まれるが、本稿執筆時点では対象施設が指定されていない。

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.6

対象産業	指定された施設の数
アルミニウム	16
セメント	186
クローラルカリ工業	30
パルプ・製紙	53
石油精製	21
石油化学	11
繊維	173

### (2) 排出原単位に基づく目標設定

本制度の特徴は、排出量の絶対削減ではなく、生産量当たりの排出量、すなわち排出原単位を基準とする点にあるため、生産量の増加を妨げることなく、効率改善による排出削減を促す設計となっています。具体的には、対象施設は、2023～2024年度の生産高あたりの GHG 排出量(製品1トンあたりの CO<sub>2</sub>換算排出量)を基準に算出された、2025～2026年度と2026～2027年度の GHG 排出原単位目標を達成する必要があります。



### (3) 工場単位(Facility Level)での義務付け

規制の単位は企業単位ではなく工場単位であるため、同一企業であっても、工場ごとに異なる排出原単位目標が設定されます。すなわち、排出削減義務を負う対象施設を複数有する企業の場合、それぞれの施設が個別に義務を負うことになるため、各施設の技術水準や効率性に応じた排出原単位の削減が可能となります。

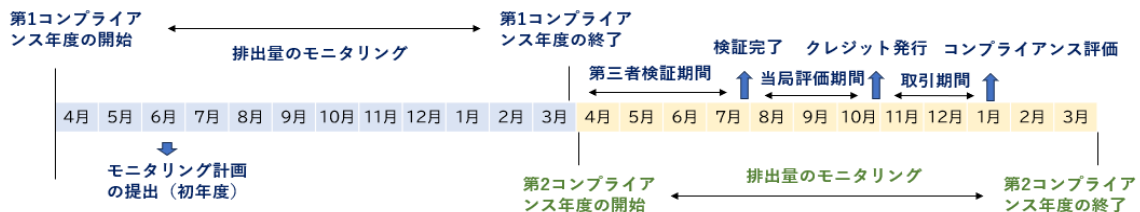
### (4) コンプライアンス・サイクル

CCTS は以下の図のサイクル(参考)で運用されます。各施設はコンプライアンス年度において、年間を通じて排出量をモニタリングし、年度終了後に排出データを取りまとめて、認定カーボン検証機関による第三者検証を受けた上で、7月頃までにエネルギー効率化局へ報告します。その後、当局が目標達成状況を評価し、目標を上回る削減が確認された場合には、10月頃に

# 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.6

カーボン・クレジットが発行されます。発行されたクレジットは登録簿運用機関に記録された後、1月頃まで電力取引所で売買され、最終的にコンプライアンス評価を通じて、GHG 排出原単位目標を達成したかどうかが決まります。このプロセスが毎年繰り返されます。

## 【参考】コンプライアンス・サイクル（年次）



出典:エネルギー効率化局の情報等に基づき執筆者作成

## 4.2 オフセット・メカニズムについて

### (1) 制度の基本構造

オフセット・メカニズムは、コンプライアンス・メカニズムとは異なり、排出削減義務を負わない事業者を対象とする任意参加型の制度です。工場単位ではなく、プロジェクト単位でカーボン・クレジットを創出できる点に特徴があります。

インド政府のウェブサイトによれば、現時点でオフセット・メカニズムの対象として以下の10セクター<sup>5</sup>が承認されており、そのうち一部の分野では、既に9つの方法論<sup>6</sup>が承認されています。例えば、工場への再エネ導入や省エネ設備の更新、廃棄物由来メタンの回収・利用といった取り組みが典型例として想定されており、実際、エネルギー、産業、森林等の分野ですでに40以上の団体がプロジェクトを登録または申請しているところ、日系企業にとっては、自社施設のみならず、サプライチェーンやインフラ領域における投資案件を通じてカーボン・クレジットの創出が可能である点が大きな特徴といえます。

なお、現時点では、コンプライアンス・メカニズムとオフセット・メカニズムとの関係については、オフセット・メカニズムにより創出されたカーボン・クレジットがコンプライアンス対象事業者によって利用されることが想定されているものの、その具体的な制度設計は未確定です。特に、セクターごとの排出削減コストの差異を踏まえた場合、オフセット・メカニズムで創出されたカーボン・クレジットの自由な市場流通を認めるか、あるいは流通させる対象セクターを一

<sup>5</sup> CCTS におけるオフセット・メカニズムの承認済みセクター一覧

[https://beeindia.gov.in/WriteReadData/RTF1984/RTF-PDF-4edb9be54a4b43e6\\_1776057028.pdf](https://beeindia.gov.in/WriteReadData/RTF1984/RTF-PDF-4edb9be54a4b43e6_1776057028.pdf)

<sup>6</sup> オフセット・メカニズムにおける承認済み方法論

[https://beeindia.gov.in/view\\_content.php?lid=571&lang=1](https://beeindia.gov.in/view_content.php?lid=571&lang=1)

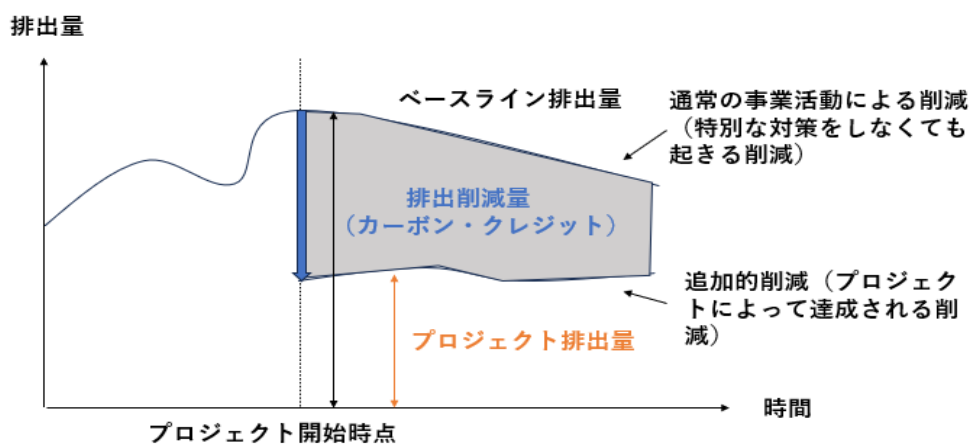
## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.6

定程度限定するかといった点等は、制度の実効性や市場価格形成に大きな影響を与え得る論点と思われるため、今後のインド政府の制度設計や運用動向を注視する必要があります。

セクター	方法論
エネルギー	・再生可能エネルギーによる系統連系発電 ・水の電気分解による水素製造
産業	・産業施設におけるエネルギー効率改善および燃料転換措置 ・バイオガスから抽出したメタンを用いた水素製造
廃棄物処理・処分	・埋立地におけるメタン回収 ・埋立ガスの燃焼または利用
農業	・家庭および小規模農場における家畜および糞尿管理からのメタン回収
森林	・劣化したマングローブ生態系における植林および再植林 ・湿地を除く土地における植林および再植林
運輸	—(現時点では承認された方法論はなし。)
建設	—(現時点では承認された方法論はなし。)
漏出排出	—(現時点では承認された方法論はなし。)
溶剤使用	—(現時点では承認された方法論はなし。)
CCUS	—(現時点では承認された方法論はなし。)

### (2) 追加性(Additionality)の要件

本制度においては、単なる通常の事業活動による排出削減ではなく、ベースライン(通常シナリオ)を超える削減であること、すなわち追加性が求められます。具体的には、以下の図のとおり、プロジェクトが実施されなかった場合に想定される排出量(ベースライン排出量)と、プロジェクト実施後の排出量(プロジェクト排出量)との差分が排出削減量(カーボン・クレジット)として認められます。



$$\text{排出削減量 (カーボン・クレジット)} = \text{ベースライン排出量} - \text{プロジェクト排出量}$$

出典:エネルギー効率化局の情報等に基づき執筆者作成

# 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.6

## (3) カーボン・クレジット発行の仕組み

プロジェクトは、以下の表のとおり、7段階のプロジェクトサイクルに従って行われます。具体的には、プロジェクト設計書の提出、プロジェクト登録、排出削減量のモニタリング、第三者検証等の段階的なプロセスを経て、最終的にカーボン・クレジットが発行されます。プロセスの一部に第三者機関を関与させることで、プロジェクトの透明性および信頼性を確保する仕組みとなっています。

ステージ	Step1	Step2	Step3	Step4	Step5	Step6	Step7
	アカウント登録	プロジェクト設計書の提出	妥当性確認	プロジェクト登録	モニタリング	検証	カーボン・クレジット発行
対応主体	事業者	事業者	第三者機関	インド政府	事業者	第三者機関	インド政府

## 5 国際カーボン市場との関係と今後の展望

### (1) CCTS と国際カーボン市場との関係性

本セミナーにおいては、CCTS と国際的なカーボン市場との関係、特にパリ協定第6条および日本との二国間クレジット制度(以下「JCM」といいます。)との関係についても関心が寄せられました。

まず、パリ協定第6条との関係については、インド政府としても将来的な国際的なクレジット移転の枠組みとの連携を視野に入れていることが示唆されました。他方で、現時点においては国内制度の構築および安定的な運用を優先しており、国際移転の具体的な制度設計や実施時期については、今後の検討課題と位置付けられているようです。

次に、日本との JCM についてですが、日本政府は、2025年8月にインド政府と JCM の構築に関する協力覚書に署名しており、さらに、同年9月には日印間の JCM 合同委員会第1回を開催し、同会合において、両国はパリ協定第 6 条に沿って JCM を実施するための規則として「Rule of Implementation」を早期に採択することを目指し、最終調整することで一致したところです。なお、カーボン市場ポータル<sup>7</sup>には、すでに「Article6」というページがあり、現在は、「Coming Soon」という表示になっていますが、関係機関等との協議を経て、当該ページを完成させていくということです。

### (2) 日系企業に求められる今後の対応

このような制度動向を踏まえると、日系企業においては、現時点ではインド国内制度である CCTS への理解を深めつつ、将来的な JCM やパリ協定第 6 条との連携を見据えた対応が重要となります。

<sup>7</sup> 前掲3

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.6

まず、例えば、EU が導入する炭素国境調整メカニズム(CBAM)は、2026年1月から本格適用が開始されていますが、CBAM は、鉄鋼、セメント、アルミニウム等を対象として、EU 域外からの輸入品についても EU 域内と同等の炭素コスト負担を求めるものであり、結果として、EU 向け輸出を行う企業にとっては、サプライチェーン全体の排出量削減が直接的な競争力要因となります。このため、EU 企業を中心に、インドのサプライヤーに対して脱炭素化に向けた技術導入や設備投資を支援し、低炭素型のサプライチェーンを構築する動きが加速することが予想され、CBAM は単なる環境規制にとどまらず、グローバルなサプライチェーンの再編を促す制度として位置付けられるものと考えられます。

他にも、JSW グループは、グループ内においてグリーン水素の製造から製鉄プロセスへの供給までを一体的に進め、実証段階にとどまらず商用利用にまで移行しています。このような取組みは、外部市場に依存せずに脱炭素技術の導入を進めるとともに、将来的なカーボン市場制度への適応力を高める先行事例と評価できます。

以上を踏まえると、今後インド国内において低炭素型サプライチェーンの再構築が進展する中で、こうした動きに対応できない企業は、将来的に、グリーン化された新たなサプライチェーンから排除されるリスクがあります。また、JCM 等の制度確立を待ってから対応を開始した場合には、有望なプロジェクトや現地パートナーが既に他国企業によって確保されている可能性も否定はできません。そのため、日系企業においては、オフセット・メカニズムを活用したプロジェクト開発や現地パートナーとの連携等をできるだけ早期に進めておくことで、脱炭素関連プロジェクトへの関与やサプライチェーンの低炭素化に向けた取組で優位性を確保し、将来的に JCM やパリ協定第 6 条に接続可能な形で事業ポートフォリオを構築していくことが重要な戦略になると思われます。

### 6 アンケート回答(無記名)のお願い

本ニュースレターを最後までご覧いただき、誠にありがとうございました。本ニュースレターや大使館での今後の企画の参考とさせていただくため、下記リンクより無記名のアンケートに御協力くださいますようお願いいたします。

アンケートは[こちら](#)から

### 7 バックナンバー

過去のニュースレターは、在インド日本国大使館ウェブサイトよりご確認いただけます。

[企業法務セミナー・ニュースレター | 在インド日本国大使館](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.3

[インド法務の入りーインド環境法制の全体像とカーボン・クレジット取引制度](#)

## 在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.6

### ◆インド企業法務ニュースレター Vol.4

[インド法務の入口ーインドでの契約交渉における注意点と実務への活かし方](#)

### ◆インド企業法務ニュースレター Vol.5

[インド法務の入口ーインド知的財産制度の特徴](#)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じ、インド法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本ニュースレターに記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、在インド日本国大使館または執筆者が所属する事務所の見解ではありません。

### 執筆者



#### [石井 洋輔](#) (企画・草稿担当)

E-mail: [yishii@midosujilaw.gr.jp](mailto:yishii@midosujilaw.gr.jp)

弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士。米国留学、大手鉄鋼メーカー法務部の出向経験を有し、M&A、海外進出、コンプライアンス、労務管理など幅広く手掛ける。現在、インド(デリー)の大手法律事務所に出向中。ニューヨーク州弁護士。



#### [本間 洵](#) (企画・草稿担当)

E-mail: [Jun\\_Homma@tmi.gr.jp](mailto:Jun_Homma@tmi.gr.jp)

TMI 総合法律事務所弁護士。主な取扱い分野はインド法務、知的財産、国際取引等。インド法務についての執筆やセミナーも積極的に行っている。2025年1月から Trilegal(デリーオフィス)に出向。現在、AKM Global(グルガオンオフィス)に出向中。



#### [岡本 直己](#)

E-mail: [nokamoto@midosujilaw.gr.jp](mailto:nokamoto@midosujilaw.gr.jp)

弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士。米国留学、シンガポールの法律事務所での勤務の経験を有し、国際法務、M&A、個人情報保護法分野を得意とする。



#### 平川 達希 (協力)

E-mail: [tatsuki.hirakawa@mofa.go.jp](mailto:tatsuki.hirakawa@mofa.go.jp)

在インド日本国大使館書記官。

### お問い合わせ

在インド日本国大使館(担当:矢追・飯田)

E-mail: [jpemb-economic@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-economic@nd.mofa.go.jp)